

北九州市老朽空き家等除却促進事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、北九州市老朽空き家等除却促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 要綱第4条第1項第3号に規定する解体事業者等とは、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者（建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第2項の規定により解体工事業に係る建設業法第3条第1項の許可を受けた者とみなされる者を含む。）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定により解体工事業の登録を受けた者とする。

2 その他本要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(補助事業の対象)

第3条 要綱第3条の2第2号に規定する要領で定める要件は、老朽空き家等の状態について別表に定める補助対象建築物判定表に基づく評点の合計が50点以上であることとする。（ただし、故意に破壊等された老朽空き家等の部分を除く。）

(補助対象となる基準額)

第4条 要綱第4条第2項第2号に規定する基準額とは、延べ面積に面積基準単価を乗じた額とする。

2 前項の延べ面積は、原則として固定資産課税台帳記載事項証明書に記載のある床面積の合計とし、平方メートルを単位として定め、小数点以下を切り捨てる。

3 第1項の面積基準単価は、1平方メートルあたり13,000円とする。

ただし、除却に必要な車両等の進入が困難で機械による解体ができないと認められる場合は、1平方メートルあたり21,000円とする。

4 前項の面積基準単価は、必要に応じて見直すこととする。

(事前相談)

第5条 要綱第5条第1項に基づき、事前相談をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真

(交付の申請)

第6条 要綱第6条に規定する補助金の交付申請において添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 老朽空き家等の位置図（付近見取り図）
- (2) 老朽空き家等の配置図、車両進入道路から当該敷地までの道路の概要（方位、

道路の幅員、敷地形状、建築物・樹木・門・塀等の位置が記載されたもの)

- (3) 固定資産税台帳記載事項証明書(土地・家屋用)で建築年の記載されたもの
- (4) 補助事業に要する経費が確認できる見積書の写し
- (5) 見積相手方の解体事業者等が第2条第1項の許可等を有していることを証する書類の写し
- (6) 現況写真(建築物の全景写真及び第3条で定める要件に該当することが確認できる写真)
- (7) 納税証明書(市税の滞納がないことの証明で、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの)
- (8) 誓約書(様式第15号)
- (9) 戸籍謄本(補助金交付申請者が老朽空き家等の所有者の法定相続人であることの確認が必要な場合に限る)
- (10) 補助金交付申請同意書(様式第16号。要綱第2条第3号ウ、エに定める所有者等の場合に限る。)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業の変更)

第7条 要綱第8条1項に規定する補助事業の変更申請に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 前条に規定する書類のうち変更となるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 要綱第8条1項に規定する軽微なものとは、補助金の額に変更が生じないものとする。
- 3 前項の軽微な変更が生じる場合は、すみやかに軽微な変更届(様式第17号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。
- (1) 前条に規定する書類のうち変更となるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(完了報告)

第8条 要綱第9条に規定する完了報告に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 老朽空き家等の除却前、除却後の写真及び第4条第3項ただし書に該当する場合は除却中の写真
- (2) 収支計算書(様式第18号)
- (3) 解体事業者等に請け負わせたこと及び除却に要した額を確認できる書類(解体事業者等の発行する請求書、領収書等)の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第9条 要綱第11条第1項に規定する補助金の請求に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 北九州市会計関係帳票規則第15号様式
- (2) 補助事業に要した経費を解体事業者等へ支払ったことが確認できる書類（領収書等）の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（申請の受付期間）

第10条 補助金の交付申請の受付は、前期及び後期の2期に分けて行う。ただし、別表に定める補助対象建築物判定表に基づく評点の合計が75点以上の老朽空き家等の補助金の交付申請の受付は、予算の範囲内において、年間を通して行うものとする。

（代理受領）

第11条 代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第8条第1項第3号に規定する書類として、解体事業者等が発行する補助金の額を明示した補助事業に要した経費の請求書の写しを添付しなければならない。

2 解体事業者等が補助金の請求を行う場合は、代理受領に係る補助金請求書（様式第19号）に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 代理受領に係る委任状（様式第20号）
- (2) 北九州市会計関係帳票規則第15号様式
- (3) 補助事業に要した経費から補助金の額を差し引いた額の領収書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、代理受領に係る補助金請求書に基づき、当該請求に係る補助金を代理受領者に交付するものとする。

4 補助金事業者及び解体事業者等は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（様式）

第12条 要綱に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要 綱	名 称	別 記 様 式
第5条第1項	事前相談申出書	様式第1号
第6条第1項	補助金交付申請書	様式第2号
第6条第3項	補助金交付決定通知書	様式第3号
第6条第5項	補助金不交付決定通知書	様式第4号
第7条	補助事業着手届	様式第5号
第8条第1項	補助金交付変更申請書	様式第6号
第8条第2項	補助金交付変更決定通知書	様式第7号
第9条	除却完了報告書	様式第8号
第10条	補助金額確定通知書	様式第9号
第11条第1項	補助金請求書	様式第10号
第12条第3項	補助金交付決定取消通知書	様式第11号
第12条第3項	補助金交付決定一部取消通知書	様式第11号の2
第13条第1項	補助金交付申請取下げ書	様式第12号

第14条第3項	補助金申請等事務代行届	様式第13号
第15条第2項	補助金返還命令書	様式第14号

2 本要領に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要 領	名 称	別 記 様 式
第6条第1項第8号	誓約書	様式第15号
第6条第1項第10号	補助金交付申請同意書	様式第16号
第7条第3項	軽微な変更届	様式第17号
第8条第1項第2号	収支計算書	様式第18号
第11条第2項	代理受領に係る補助金請求書	様式第19号
第11条第2項	代理受領に係る委任状	様式第20号

付 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年5月7日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

別表（要領第3条関連）

補助対象建築物判定表

①建築物の倒壊等するおそれがあるか否か

部位	状態		判定項目	評点
基礎 ・ 土台 ・ 柱 ・ はり	低	注意が必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・構造材が破損している ・構造材が腐朽している ・基礎に複数箇所ひび割れがある ・基礎が破損している 	25
	中	将来的な倒壊のおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・構造材が欠損している ・構造材が数箇所腐朽している ・基礎が破断、数箇所破損している ・不同沈下により基礎の相当部分が宙に浮いている ・建築物の傾きが1/60以上1/20未満である 	50
	高	倒壊の危険のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・構造材の腐朽が著しい ・建築物が崩落・崩壊している ・建築物の傾きが1/20以上である ・基礎が壊れ上部構造を支えきれない 	100

②屋根等が脱落、飛散等するおそれがあるか否か

部位	状態		判定項目	評点
屋根	低	一部に剥落又はずれがあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・剥落又はずれがある 	15
	中	著しい剥落又は変形があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい剥落又はずれがある ・全体的に波打っている ・穴があいている 	25
	高	著しく変形したものの	<ul style="list-style-type: none"> ・構造材又は下地材が露出している ・大きく変形している 	50

③外壁等が脱落、飛散等するおそれがあるか否か

部位	状態		判定項目	評点
外壁	低	下地の露出しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・構造材又は下地材が露出している 	15
	中	著しく下地の露出しているもの、又は穴を生じているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・構造材又は下地材が著しく露出している ・下地材が破損し穴があいている 	25
	高	著しい損傷が見られるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・構造材又は下地材が著しく破損している 	50

④屋外附帯設備等が脱落、転倒等するおそれがあるか否か

部位	状態・判定項目		評点	
④-1	看板、給湯設備、屋上水槽等	低	<ul style="list-style-type: none"> ・破損又は脱落している ・腐食している 	15
		高	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒している 	25
④-2	屋外階段、バルコニー	低	<ul style="list-style-type: none"> ・腐食、破損又は脱落している ・傾きが1/60以上1/20未満である 	15
		高	<ul style="list-style-type: none"> ・著しく腐食、破損又は脱落している ・傾きが1/20以上である 	25

⑤接道状況の悪い敷地上にあるか否か

状態・判定項目		評点
接道	敷地に接する道路の幅員が2m未満である敷地	15
	敷地に接する道路が階段状である敷地	
	道路に接する間口が2m未満である敷地	
	その他これらに類するものとして市長が認める敷地	

調査日	記入者	備考
/		塀 ・ 擁壁 ・ 樹木 ・ 附属屋 その他（ ）

合計